

## 審議案件に関する概要

令和6年4月24日第三部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和5年9月14日
担当部署	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目2番7号
イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通2丁目南1番10号
中道リース株式会社 代表取締役 関 崇博	札幌市中央区北1条東3丁目3番地

## 2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	登別ショッピングセンター 登別市富岸町1丁目1番 外	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目2番7号 イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹 札幌市白石区本通2丁目南1番10号 株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 株式会社ランクアップ 代表取締役 三浦 昭雄 旭川市忠和六条四丁目2番1号	
(3) 変更日	令和6年5月15日(予定)	
(4) 店舗面積の合計	8,952㎡	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	【変更前】647台 【変更後】364台
	駐輪場の収容台数	120台
	荷さばき施設の面積	260㎡
	廃棄物保管施設の容量	87㎡
(6) 施設の運営方法	開店時間・閉店時間	DCM 午前7時00分～午後9時50分 イオン北海道 午前7時00分～午後11時00分 ツルハ 午前9時00分～午後9時50分 ランクアップ 午前7時00分～午後11時00分
	駐車場の利用時間帯	午前 6時30分～午後11時30分
	駐車場の出入口数	【変更前】5箇所 【変更後】3箇所
	荷さばき時間帯	午前 6時00分～午後10時00分

## 3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	【変更前】設置台数647台=必要駐車台数647台 【変更後】設置台数647台>必要駐車台数364台
	従業員駐車場等の整備	3台確保
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	・繁忙日においても駐輪場が不足することなく運営している。自動二輪車での来客は少なく、届出駐車場に対応することが可能と認識。
	来客車両等の入出庫方法 搬入車両等の誘導	・屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。 ・計画的な搬入により、一時的な搬出入車両が集中しないように配慮する。
	歩行者の安全対策	・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における走行に際しては、低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。
	交通整理員の配置	・開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努める。なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。
除排雪による堆積方法	・原則として10cm以上の積雪が生じた場合には、除雪を行う。	

(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		予測地点1	—	—	—	
		予測地点2	—	—	—	
		予測地点3	—	—	—	
		予測地点4	—	—	—	
		予測地点5	—	—	—	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		予測地点1	—	—	—	
		予測地点2	—	—	—	
		予測地点3	—	—	—	
		予測地点4	—	—	—	
		予測地点5	—	—	—	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測値	予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果	評価
		a1	冷暖房室外機	—	—	—
		a2	冷暖房室外機	—	—	—
		a3	冷暖房室外機	—	—	—
		a4	冷暖房室外機	—	—	—
		a5	冷暖房室外機	—	—	—
		a6	冷暖房室外機	—	—	—
		b1	冷暖房室外機	—	—	—
		c1	自動車走行音	—	—	—
		c2	自動車走行音	—	—	—
		c3	自動車走行音	—	—	—
		d1	ドア開閉音	—	—	—
		d2	ドア開閉音	—	—	—
	d3	ドア開閉音	—	—	—	
	騒音問題の一般的対策		—			
荷さばき作業等の対策		—				
付帯設備・施設等の対策		—				
青少年等の蝟集等の対策		—				
その他の対応方策		—				

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	設置容量 87 m <sup>3</sup> > 必要設置容量 32 m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	—
	運搬・処理対策	—
	減量化、リサイクル等	—
	調理臭、悪臭の飛散防止	—
(4) 街並みづくり等への配慮	—	
(5) 防災対策への配慮	—	
(6) 防犯対策への配慮	—	
(7) 地域貢献活動の取り組みについて配慮した事項	—	

(8) 関係行政機関との協議状況		・届出書案を提出して計画概要を説明。
	公安委員会（警察）	【北海道札幌方面室蘭警察署交通第一課】 ・特段指摘事項なし。
	地元市町村	【登別市観光経済部商工労政グループ】 ・特段指摘事項なし
	道路管理者	—
	その他関係機関	—

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	特になし
(2) 住民等の意見	特になし

5. 道（胆振総合振興局連絡調整会議）の意見案

特になし。
-------

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。